

公益財団法人世界こども財団委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人世界こども財団（以下「この法人」という。）の事業を推進するために設置された委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 定款第4条に規定する事業を円滑に遂行するため、理事会は必要に応じて各種委員会を置くことができる。

(構成)

- 第3条 前条の委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、理事会において選定された理事をもって当てる。
 - 3 理事長は、委員長と協議して副委員長及び委員を選任する。
 - 4 委員長は、理事長の命を受けて委員会の事務を総理する。
 - 5 委員会の議長は、原則として委員長がこれに当たる。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 7 委員は、委員長の命を受けて分掌事務を処理する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、必要に応じて開催し、分掌事務の遂行に関し必要な審議、検討を行うとともに当該事務を適正に処理しなければならない。

(招集)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、原則として委員会開催日の5日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急に召集しなければならない事由が生じた場合は、この限りではない。

(連携)

- 第6条 委員会は、定款第38条に基づき設置された事務局と緊密に連携し、分掌事務を遂行しなければならない。
- 2 委員会は、他の委員会とも緊密に連携し、各種催事等の実施に際しては、第3条第7項の規定にかかわらず、分掌事務を超えて各委員が互いに協力し合うものとする。

(守秘義務)

第7条 委員長、副委員長及び委員は、職務の執行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(報告)

- 第8条 委員長は、審議、検討事項及び分掌事務の執行状況を、都度、理事長に報告しなければならない。
- 2 委員長、副委員長等は、理事長の求めに応じ理事会に出席し、分掌事務の執行状況を報告しなければならない。

(補則)

第9条 その他、本規則の実施に関し必要な事項は、委員長が理事長に諮って定める。

(改廃)
第10条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

【附則】
本規程は、平成27年5月12日から施行する。